

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第31号	
事故等名	モーターボート龍正丸モーターボート フクリヨウ衝突	
発生日月時刻	平成20年8月1日11時15分ごろ	
発生場所	関門港下関区太郎ヶ瀬鼻灯台から真方位087° 1,430m (概位 北緯33° 57. 1'、東経130° 55. 2')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月24日、12月18日門司・地方事故調査官が、A船長などから事故概況を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A モーターボート 龍正丸 5トン未満	
船舶番号	不詳	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	B モーターボート フクリヨウ 5トン未満	
船舶番号(IMO 番号)	不詳	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 船首部に擦過傷	
	B 左舷船尾部に小破口	
事故等の経過	A船は、A船長1人が乗り組み、同乗者1人を乗せ、着岸するため、船首を北西に向けて、微速力で進行中、B船は、B船長1人が乗り組み、船首を南西に向けて着岸していたが、平成20年8月1日11時15分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 当時、天候は晴で、風力2の北西風が吹いていた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、着岸時の操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が着岸時の操船を適切に行わなかったため、着岸中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	